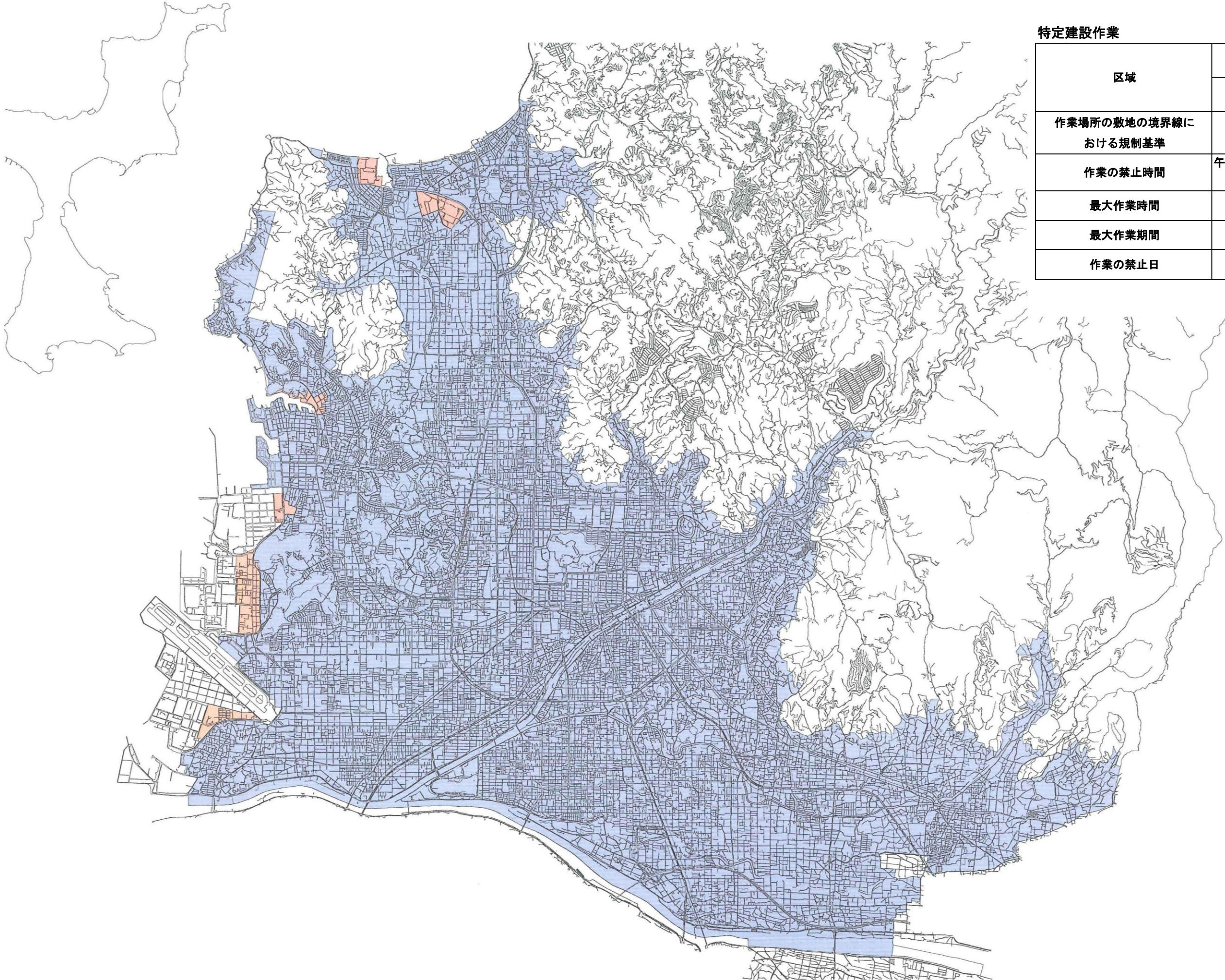


特定建設作業に係る振動の指定地域図



特定建設作業		
区域		
	1号区域	2号区域
作業場所の敷地の境界線における規制基準	振動：75 デシベル	
作業の禁止時間	午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
最大作業時間	1 日あたり 10 時間	1 日あたり 14 時間
最大作業期間	連続 6 日間	
作業の禁止日	日曜日その他の休日	